

令和8年度県主催移住フェア企画運営業務

業務仕様書

令和8年2月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度県主催移住フェア企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

岩手への移住希望者及び移住者の増加並びに岩手ファン（関係人口）の拡大を図るため、東京都内で「県主催移住フェア」を開催し、本県で暮らし、働くことの魅力を発信するとともに、県内市町村への移住や県内企業への就職・転職に関する相談の機会を創出する。

2 本業務の概要

（1）業務の件名

令和8年度県主催移住フェア企画運営業務

（2）委託期間

契約締結の日から令和8年12月31日まで

（3）委託料の上限額

5,623千円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）主な業務

① 開催日時

令和8年8月30日（日）午前10時30分から午後5時30分まで

※ 開催時間については開催場所の使用可能時間内で調整が可能であること

② 開催場所

以下の会場は、県において予約済みであること。

- 会場

東京交通会館12階「ダイヤモンドホール（全面）・カトレアホールB」

- 所在地

東京都千代田区有楽町2-10-1

③ 合同開催イベント

岩手県U・Iターン就職フェア（主催：公益財団法人ふるさといわて定住財団）

④ 共催（予定）

公益財団法人ふるさといわて定住財団（以下「財団」という。）

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構（以下「機構」という。）

⑤ 出展者

＜相談ブース＞

- 市町村：全33市町村（予定）

- 企業：30社程度

- 県、関係団体等：10団体程度

＜物販・交流団体ブース＞

- ・ 出展者等と連携し、本県の特産品等を販売する団体、首都圏等で活動を行っている本県にゆかりのある関係団体又は県内で移住・定住や若者・女性の活躍に資する活動を行っている団体等：10団体程度

⑥ 目標値

- ・ 来場者（フェアへの参加者をいう。以下同じ。）：400人
- ・ 来場者（1件の来場申込で複数名が来場する場合、その代表者に限る。以下、本項目において同じ。）のうち40歳未満の者の割合：50%以上
- ・ 来場者の平均ブース訪問数：3ブース以上
- ・ 企業ブースの平均来訪者（組）数：5組以上
- ・ 来場者アンケートの回収率：7割以上

3 業務の仕様に関する事項

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

（1）全体設計

- ① 下記の「ポイント」を網羅した事業計画を提案し、その遂行に当たり必要な業務の全てを実施すること。

＜ポイント＞

ア 日常の中に心の豊かさを感じられる「いわて暮らしの良さ」、職種の多様性があり、ワークライフバランスを重視した、自己実現や地域貢献等も可能な「いわてで働く良さ」を発信すること。

イ 本フェアは、本県の関係人口から、本県への移住に向けて情報収集を行っている層まで幅広い方の来場が見込まれるが、令和8年度の実施に際しては、本県出身の学生や本県への移住・転職検討者をはじめとする、首都圏等に在住する40歳未満の若者・女性を集客上最も重要なターゲット層として特に強く意識することとし、このターゲット層にとって特に有益なイベントであることや、本県への移住に対する意識の醸成、個別相談へつながることを意識した企画とすること。

ウ 来場者の岩手に対する興味・関心が高まり、フェア開催後の「岩手へのU・Iターンの実現」、「岩手へのU・Iターンに向けた継続的な相談」、「岩手との関わりの深化」等に結びつく提案とすること。

- ② 首都圏在住の地方移住希望者に効果的に訴求し、関心を引くような移住フェアの名称を提案すること。

なお、合同開催イベント（「岩手県U・Iターン就職フェア」）の名称を併記すること。

- ③ 来場者の参加費用は原則無料とすること。

- ④ 合同開催イベントは、県内へのU・Iターンや就職を検討している首都圏等在住の学生や社会人を対象に、県内企業と学生等とのマッチング及び岩手県内への定住・定着を促進するため、県内企業による会社説明及び面談等を実施するものであるが、開催目的等が重複することから合同開催としているもの。このため、県内企業は合同開催イベントの出展者として、財団において選定を行うものであるが、選定された出展者については、本業務における出展者として取り扱う

こと。

なお、出展企業等との調整や広報、会場利用に関する調整等に当たっては、共催予定団体との調整が必要となる場合があること。

(2) 運営

① 会場設計

ア 基本構成は下記のとおりとし、出展者・来場者ともに満足度が高い会場レイアウトを提案すること。

内 容	詳 細
受 付	<ul style="list-style-type: none">○ 来場者の入場手続きを行う。○ 受付は機構が提供するQRコード受付システム(Spot-Recorder)を利用すること。○ 会場表示や動線設計等により、円滑な入場受付が可能となるような工夫を行うこと。
相談ブース (73 ブース程度)	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として1出展者当たり1ブースを割り当てることとし、下記のブースを設けることを基本とする。なお、出展申込状況等により、ブース数に若干の変動が生じる場合があること。<ul style="list-style-type: none">・市町村（33 ブース）・企業（30 ブース程度）・県、関係団体等（10 ブース程度）○ 各ブースは、ブースサイン、バックパネル、テーブル及び椅子により構成される「島形式」とし、2名程度の担当者が常駐可能な設計とすること。
ステージイベ ント	<ul style="list-style-type: none">○ 本県への移住者や県内企業で働く若手社員、本県ゆかりの著名人等が登壇し、本県での暮らしや働くことの良さを発信するステージイベントを実施すること。
ワークショッ プ	<ul style="list-style-type: none">○ 出展者等と連携し、市町村が持つ魅力的な文化や企業が誇る技術・製品等を学ぶことができる体験型の企画を実施すること。
物販・交流団 体ブース (10 ブース程 度)	<ul style="list-style-type: none">○ 首都圏等の在住者が県外から継続的に本県に関わることとなるよう動機付けを図るため、物販・交流団体ブースを10程度設けること。○ 各ブースは、ブースサイン、バックパネル、テーブル及び椅子により構成される「島形式」とし、2名程度の担当者が常駐可能な設計とすること。
資料配架コー ナー	<ul style="list-style-type: none">○ 県、市町村、関係団体等の移住・定住に関する資料等を配架する資料コーナーを設置すること。○ ウォールポケット等を活用し、全出展者がそれぞれ1種類以上の資料を配架可能な設計にすること。

- イ 対面で実施する移住フェアならではの「楽しさ」や「相談しやすさ」を演出し、本県の魅力を発信するため、会場装飾に工夫を行うこと。
- ウ 会場内の各所に、会場レイアウトや各プログラムのタイムテーブル等、適切な案内表示を施し、「いつ・どこで・何をしているか」をわかりやすく伝え、回遊性を高める工夫を行うこと。
- エ 会場費、貸出備品リース料等、会場使用に関する経費（詳細は別紙のとおり。）は、財団が負担することから、本委託料の積算に含めないこと。
- オ 会場側との必要な調整は受託者が実施すること。
- カ その他、必要な備品や装飾品等は、原則として受託者が調達し、経費は本委託料の範囲内で負担すること。

② 受付対応

- ア 事前申込制を導入し、来場者数の把握管理を行うこと。
- イ 受付は機構が提供するQRコード受付システム（Spot-Recorder）を利用する。ただし、スマートフォンを持たない方等のQRコード受付システムを利用できない方や当日参加の方も受付が可能となるような工夫を行うこと。
なお、利用料は財団が負担することから本委託料の積算に含めないこと。
- ウ 受付では対応スタッフ及び案内表示を配置して、会場内へのスムーズな誘導を行うこと。
また、来場者に会場内の回遊を促すため、会場図やタイムスケジュール等を明記した資料（リーフレット等）を作成し、来場者に配布すること。
- エ 来場申込時又は当日受付時に取得した来場者の情報を、出展団体が相談対応で活用できるよう、本人の同意の下、出展団体に提供すること。

③ 相談ブース

ブース数は73ブース程度（市町村33、企業30程度、県、関係団体等10程度）で、市町村及び企業については県の広域振興圏※ごとのまとまりを基本としたレイアウトでブースを配置するものとし、県と受託者で協議の上配置を決定すること。

なお、県、関係団体等のブース（10ブース程度）のうち、2つは「移住総合相談ブース（いわて暮らしサポートセンター）」「仕事総合相談ブース（岩手県U・Iターンセンター）」とし、その他については、県において選定するものとすること。

※ 広域振興圏…県が設置する各広域振興局の所管区域

④ イベント等の企画

ア ステージイベント

- （ア）新しい移住希望者や岩手ファンの掘り起こしにつなげるため、移住への関心が低い層から高い層まで、多くの方が参加したいと思う企画及びタイムスケジュール等を提案すること。提案に当たっては、狙いや具体的なターゲット等を設定すること。
- （イ）タイムスケジュールの設定に当たっては、ブースでの相談や他の企画の実施時間等を考慮し、多くの観覧者の参集が見込まれるよう配慮すること。

(ウ) ステージへの登壇者は、本県への移住者や県内企業で働く若手社員、本県ゆかりの著名人等とし、その選定に当たっては、40歳未満の若者・女性を中心とする来場者が親近感を持ち、移住について具体的かつ実践的に考える動機付けとなり得るような人物を提案すること。

(エ) 以下のテーマを必ず取り扱うこと。

- ・ 岩手で就職し、働くことの魅力
- ・ いわて暮らしの豊かさ、移住の良さ
- ・ 岩手の生活と首都圏の生活との比較

(オ) ステージへの登壇者には、地域おこし協力隊及び首都圏からのU・Iターンにより県内企業へ就業した20歳代の女性社員を必ず含むものとすること。

イ ワークショップ

出展者等と連携し、市町村が持つ魅力的な文化や企業が誇る技術・製品等を学ぶことができる体験型の企画を実施することとし、コンセプトや回数、タイムスケジュール等を提案すること。提案に当たっては、狙いや具体的なターゲット等を設定すること。

ウ 物販・交流団体ブース

首都圏等の在住者が県外から継続的に本県に関わることとなるよう動機付けを図るため、次のブースを合わせて10程度設けることとし、コンセプトや出展団体等を提案すること。

- ・ 首都圏等で活動を行っている本県にゆかりのある関係団体又は県内で移住・定住や若者・女性の活躍に資する活動を行っている団体等が活動PRを行うブース（交流団体ブース）
- ・ 相談ブース又は交流団体ブースの出展団体等と連携し、本県の特産品等を販売するブース（物販ブース）

なお、交流団体ブースの出展者が物販ブースの出展者を兼ねる場合には、同一ブース内で行うこととして差し支えないこと。

エ その他

(ア) 来場者の相談を促進し、多数の相談ブースへの回遊を図るため、スタンプラリー等の企画を提案し、実施すること。ただし、来場者にノベルティを配布する場合は、ノベルティ購入に要する経費は本委託料の対象外となること。

なお、出展者等から提供を受けたノベルティを活用することは妨げないこと。

(イ) ステージイベントやワークショップ等の各企画を通じ、来場者へ相談ブースへの積極的な相談を促すよう、本フェア全体の内容を設計すること。

⑤ 当日運営

ア 本フェアを催行するために必要な人員を配置し、準備、運営、撤収等を行うこと。

イ イベント会場の安全かつ円滑な運営を図り、来場者の案内・誘導を適切に行うこと。

- ウ マニュアルの作成や事前レクの実施等により、本フェアの運営に関わる全ての人員が業務の目的や内容を十分に理解できるよう図ること。
- エ 緊急連絡先（電話番号）を、出展者を含めた全関係者に明示し、不測の事態等に対応できる体制を整えること。

(3) 広報

① 共通事項

- ア 本業務の目的や2(4)⑥に掲げる各目標値を達成するため、本県出身の学生や本県への移住・転職検討者をはじめとする、首都圏等に在住する40歳未満の若者・女性に対して効果的に訴求し、本フェアへの来場を促すことのできる広報の手段や内容を提案すること。
- イ 本フェアの開催に係る情報（告知）を広く周知・拡散するために、必要かつ十分な周知・広報の期間を設定すること。
- ウ 本フェアの開催前までに、SNSに各出展者のPR文を投稿する等、出展者単位のPRを各1回以上実施すること。

② 専用ウェブサイト

- 本フェアの開催に係る周知・広報のため、専用のウェブサイト（以下「サイト」という。）を下記により設置すること。
- ア 令和8年7月初旬を目途にサイトを公開すること。
 - イ サイトに掲載する情報は、下記の「掲載情報」を基本としつつ、効果的な内容を提案すること。
- なお、サイトに公開した内容は定期的に更新し、来場希望者が最新の情報を入手できるよう図ること。

＜掲載情報＞

- ・ 本フェアの名称
- ・ 主催、共催等
- ・ 開催日時、開催場所等
- ・ タイムスケジュール
- ・ 企画内容に関する情報
- ・ 出展者、出演者に関する情報
- ・ 来場申込方法等

- ウ サイトには、本フェアへの来場申込を受け付ける機能を付帯させること。
 - エ 本フェア開催後は、サイトに掲載する情報を整理するとともに、フェア当日の様子をまとめた情報を掲載すること。
- また、開催後2か月間以上は、サイトの公開を継続すること。
- オ サイトを構築するサーバ等は、同程度の事業での活用実績があるものとし、事前に県と協議すること。

③ 開催案内チラシ・ポスター

- ア チラシの規格はA4判カラー両面で、3,000枚以上（県内及び首都圏での配布を想定）、ポスターの規格はA1版カラー片面で、10枚以上（首都圏での配布を想定）作成すること。

なお、内容等については、最低2回以上県と協議する場を設けること。

イ 令和8年7月初旬を目途に、県に納品すること。

④ SNSを活用した情報発信及びSNS広告

ア 効果的な実施内容や効果目標等を提案することとし、発信に必要なバナー画像や文章等を作成すること。

イ 活用するSNSツールのひとつとして、県が所有するXアカウント「イーハトーブ部@pref_iwate_0007」等を使用することは妨げないこと。

ウ ステージイベント出演者や出展者、来場者等からの情報発信・拡散が行われるような工夫・働きかけを行うこと。

⑤ 移住・転職検討者へのターゲットを絞った広報

移住・転職を具体的に検討している者に確実に情報を届け、来場を促進するため、移住・転職に関するメディア等を活用した広報を行うこととし、その手段や内容を提案すること。

⑥ その他広報

より多くのターゲットへの周知につなげるために、他の媒体やツールの活用など、効果的な広報・宣伝手法について委託上限額の範囲内で提案すること。

(4) 事前準備・連絡調整

① 令和8年7月初旬からの受付開始を目途に、ウェブ上で来場申込の事前受付を行うこと。

② 県及び共催予定団体と協議の上、出展者やステージイベント出演者等との調整を行うこと。

③ 出展者向けの「出展マニュアル」を作成すること。

④ オンライン会議ツールを活用し、出展者向けの「説明会」を1回以上開催すること。説明会に参加できない出展者に対しては、アーカイブ動画の共有等によりフォローを行うこと。

なお、開催時期は、出展者が出展に係る事前準備の期間を十分確保できるよう設定すること。

⑤ ステージイベント出演者の謝金や旅費、広報に係る経費等は本委託料の中で負担すること。

(5) 効果分析・実績報告

① 来場者及び出展者に対するアンケートを実施の上、集計を行い、広報の効果や本フェアの実施内容の満足度、次回以降の改善点、本業務の効果等について、属性別のクロス分析も交えながら分析を行うこと。

なお、アンケート項目は県及び財団と協議の上決定すること。

② QRコード受付システムによる来場者データを集計して、来場者の傾向等について、属性別のクロス分析も交えながら分析を行うこと。

③ 来場者数及び相談ブースへの相談者数を集計し、本フェアの終了後3日以内に県へ報告すること。このうち、来場者数については、本フェアの終了後、速報値を会場で直ちに県へ報告すること。

- ④ 本フェアの当日の記録や、次年度以降の改善案等を盛り込んだ実績報告を作成すること。

(6) **自由提案**

事業実施に際し、より効果的な事業となる取組の提案ができる場合は、委託上限額の範囲内で自由に提案すること。

4 契約に関する条件

(1) **再委託等の制限**

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) **再委託の相手方**

受託者は、上記①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) **業務履行に係る関係人に関する措置要求**

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記①により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) **権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) **機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) **個人情報の保護**

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

5 その他留意事項

- (1) 本事業は国の交付金を活用した事業であることから、関係する規定を確認し、遵守すること。また、会計検査院の実地検査等の対象となるため、実地検査等が行われるときは協力すること。
- (2) 特定の個人への飲食費・販促品提供費の支給などそれに類する経費については、本委託料の対象外となること。
- (3) 本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。

なお、委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の都合により変更、修正を求める場合があること。